

**第1回鬼北町議会  
臨時会報告**

令和3年第1回鬼北町議会臨時会が1月29日に開催されました。会では、議案2件が提案され、全て原案のとおり可決されました。

▼工事請負契約（2災国補第3103号町道牛打線道路災害復旧工事（その1））の締結について

▼令和2年度鬼北町一般会計補正予算（第7号）について

**お知らせ**

**えひめ結婚支援センター  
「愛結び」会場開設**

**日時**

3月14日(日)※予約が必要  
13時～16時(受付は15時まで)

**場所**

近永公民館 1階会議室

**問い合わせ**

▼企画振興課

地域活力創出係

内線2213

▼えひめ結婚支援センター

南予事務所

☎0893-57-6705

**「全日本中学生水の作文コンクール 愛媛大会」作文募集**

県では、中学生から「水」に関する作文を募集しています。優秀作品には知事賞を贈呈。この機会に「水」につい

て考えてみましょう。詳しくは、県ホームページをご覧ください。  
(<http://www.pref.ehime.jp/h40600/mizushigen/mizunosaku/bun/mizusakuboshu.html>)

**対象**

県内に在住する中学生（令和3年度在学中の者に限る）

**募集期間**

5月11日(火)まで

**問い合わせ**

愛媛県河川課

☎089-912-2680

**架空料金  
請求詐欺に注意**

身に覚えのない「高額当選」「利用料金の確認が取れておりません」等のメールは詐欺！相手方に連絡すると、金銭を要求されます。不審なメールは無視しましょう！

**問い合わせ**

警察相談専用電話

☎9110

**宇和島税務署からの  
お知らせ**

**申告・納付期限を4月15日(木)まで延長します**

緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることを踏まえ、全国一律で延長することとしました。

**申告期限・納付期限**

申告所得税、個人事業者の

消費税、贈与税 4月15日(木)  
**振替日**

▼申告所得税 5月31日(月)

▼個人事業者の消費税 5月24日(月)

申告所得税と個人事業者の消費税は、期限内に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出することにより、振替納税を利用することができます。

振替納税をご利用の方は、あらかじめ届け出た預貯金口座の残高を確認してください。

**「確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。」**

会場内の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じてオンライン事前発行も可能です。また、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

**確認してください。**

**確定申告会場にお越しになる方へのお願**

▼入場時の検温  
入場時に検温を実施しています。発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。

▼マスクの着用、手指消毒

会場ではマスクを常時着用していただき、会場人口等の手指消毒をお願いします。

▼少人数での来場  
会場には、介助を要するなどの理由を除き、申告される方おひとりでお越しください。

**「自宅からe-taxで申告を」**  
スマートフォンで国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」にアクセスすれば、画面の案内に従って入力するだけで申告書が作成できます。作成した申告書はe-taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

※e-taxをご利用になる場合は、マイナンバーカードかID・パスワードが必要となります。

※ID・パスワードは、税務署で即日発行します。(申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。)

**チャットボットによる税務相談がはじまります。**

所得税の確定申告のご相談は、24時間いつでもご利用いただけます(メンテナンス時間を除く)。AIチャットボットとは、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力するとAI(人

**「人権・行政・心配ごと相談」**

**日時** 3月19日(金) 9時～15時

※ひまわりは10時から

**場所** ◆鬼北町総合福祉センターひまわり

◆日吉保健センター

**個人権**…町民生活課戸籍住民係 内線2113

**行政**…総務財政課行政係 内線2206

**心配**…社会福祉協議会 ☎45-3709

工知能)を活用して自動で回答するウェブサービスです。チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

**65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります。**

令和2年分以降、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、現行の適用要件に加え、e-taxによる申告(電子申告)または電子帳簿保存が必要となります。なお、税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータをe-taxで送信することはできません。

**問い合わせ**

宇和島税務署

☎0895-22-4511

**3月1日～7日は  
春季全国火災予防運動**

**全国統一防火標語**